

1. 原産地証明書の取り扱い

原産地証明書への記載方法・内容は商工会議所のHPでも公開されているところであるが、インボイスと一字一句一致していなければならない、また荷主の任意様式であるため証明書における記載場所が判別できないことも多く、証明書の作成時には不備が発生することは決して珍しくない状況である。一方で証明書原本が商工会議所の手元に届かない場合には発行前の審査を行ってもらえず、バイク便・郵送の手配で時間と費用が嵩む事態や、最悪の場合は搭載予定を変更するような場合もある。については、官民連携の上円滑な審査のできる対応を講じられたい。

2. 動物検疫の合格証取り出しについて

動物検疫の申請等を行う際、ネットワークエラーなどが出してしまうとその後二度とその申請を修正等することができなくなるなど、業務を行う上で非常に手間がかかり、利用者に対して不便が生じることから、システムの改善を講じられたい。

【回答】

システムから印刷できる合格証（動物検疫検査合格通知書）や動物検疫所非該当通知書については、動物検疫所で発行する証明書の交付に代えて発行する書類であることから、1度しかPDFファイルとして出力できないようシステムで制限している。

もし、誤って、合格証（動物検疫検査合格通知書）や動物検疫所非該当通知書を印刷や保存する前にPDFファイルを閉じてしまったりした場合には、申請先の動物検疫所にその旨を伝えて頂ければ、動物検疫所から合格証（動物検疫検査合格通知書）や動物検疫所非該当通知書を提供できるので、ご連絡いただきますようお願いしたい。

なお、申請書については、システムでの出力や印刷の制限は設けておりませんので、保存後や申請後であれば、何度でも印刷ができる。こまめに保存していただくことで、パソコンがフリーズしても再度印刷することができる。

その他、WEB上のNACCS（旧ANIPAS）の手続で不明な点がありましたら、申請先の動物検疫所にお問い合わせいただきたいと思います。